発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

① 販売日 令和２年１月１７日

② 販売した場所 株式会社特実商会（山梨県○○市・・・）

③ 公開者 実用工業株式会社

④ 販売した物の内容

実用工業株式会社が、株式会社特実商会に、実用太郎及び実用次郎が発明した保存性能の高い弁当箱を卸した。

２．特許を受ける権利の承継等の事実

① 公開された発明の発明者

実用 太郎 （山梨県○○市・・・）

実用 次郎 （山梨県○○市・・・）

② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）

実用工業株式会社 （山梨県○○市・・・）

③ 特許出願人（願書に記載された者）

実用工業株式会社

④ 公開者

実用工業株式会社

⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、実用太郎及び実用次郎によって発明されたものであり、発明の直後（令和１年１２月３日）にその発明の特許を受ける権利が実用工業株式会社に譲渡され、その後、令和２年４月１２日に実用工業株式会社が特許出願を行った。

⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について（※②と④が完全一致する場合省略可能）  
（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

行為時の権利者である実用工業株式会社が、卸問屋である株式会社特実商会に、保存性能の高い弁当箱について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

令和２年４月３０日

実用工業株式会社 代表取締役社長

実用 三郎 ㊞